

TNR チケット申請に伴う誓約書

本事業を運営している「公益財団法人どうぶつ基金」より、2026 年度から全ての運用を抜本的に厳罰化することについて決定通知がありました。これに伴い、下記【厳守及び禁止事項】を遵守いただけない場合は、申請できませんのでご理解願います。

なお、誓約書が遵守されていない場合には、当基金からの配分枚数の大幅な削減または発行停止となる可能性があり、遵守いただいているその他全てのボランティアの方々に多大な影響を及ぼすことになりますことをご留意願います。

【厳守及び禁止事項】

1 過剰申請

「とりあえず多めに申請する」「把握している全ての猫の数だけ申請する」といった申請は、余剰チケットの原因となります。余剰チケットの発生は、他のボランティアの方々が使用できたはずの 1 枚を奪う行為になります。確実に捕獲が可能な猫の数を申請してください。また、活動月途中にチケット使用不可が確定した場合（予定の猫がいなくなった、子猫が生まれた、申請者の体調不良等）、速やかに環境対策課に連絡をしてください。

2 第三者へのチケットの譲り渡し

第三者へのチケットの譲り渡しは行わないでください。発覚した場合には今後の申請をお断りさせて頂く場合がございます。

3 期限内の活動報告

報告書は活動月末の平日までに必ずご提出ください。提出期限に遅れた場合、次回の申請をお断りさせて頂く場合があります。

4 不透明な金銭の受領

当活動の実施にあたり、見返りとなる金銭や物品の受領は固く禁じられています。

以上の【厳守及び禁止事項】について遵守することをここに誓約します。違反した場合は、どうぶつ基金及び名護市の指示に従います。

令和 年 月 日

住所：_____

署名：_____

※申請書とセットで保管すること